

# 舞鶴の環境

平成29年度版環境白書

～舞鶴市環境基本計画年次報告書～

## はじめに

この白書は、舞鶴市が推進している「低炭素社会の実現」、「循環型社会の確立」、「自然との共生社会の確立」、「良好な生活環境の確保」、「協働社会の推進」に向けた取り組みなど、多岐にわたる環境保全対策を市民の皆様にご紹介するとともに、舞鶴市の環境の現状について理解を深めていただくため、平成12年から発行しています。多くの皆様に本書を活用していただき、私たちの環境を守り育てる活動の一助となれば幸いです。

匂崎公園から望む建部山

## 目次

## Contents

### 環境基本計画の概要 ..... 1

計画の基本的事項

計画の施策体系

### ①低炭素社会の実現 ..... 3

家庭での取り組み

事業所での取り組み

交通対策の取り組み

### ②循環型社会の確立 ..... 7

ごみの減量

リサイクルの推進

ごみの適正処理

### ③自然との共生社会の確立 ..... 15

里山・里地・里海の保全と活用

野生生物との共生

### ④良好な生活環境の確保 ..... 18

大気環境の保全

水環境の保全

生活環境の保全

### ⑤協働社会の推進 ..... 30

環境保全活動の連携

環境学習・環境教育の推進

環境情報の提供

## 計画の基本的事項

### ● 計画策定の目的

#### 【舞鶴市環境基本計画】

市の良好な環境の保全と創造に向け、市民・事業者・行政が連携して積極的に取り組む施策を視野に入れた環境対策を総合的、計画的に進めるための計画です。

#### 【舞鶴市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

市域から排出される温室効果ガスを削減・抑制し、地球温暖化防止の責務を果たすため、総合的かつ計画的な施策を定めた計画です。

### ● 目指すべき環境像

21世紀半ば（2050年）を目途に、本市が目指すべき環境像を以下のように設定しています。

～ 人も地域も地球も元気 ～  
環境にやさしい持続可能なまちづくり

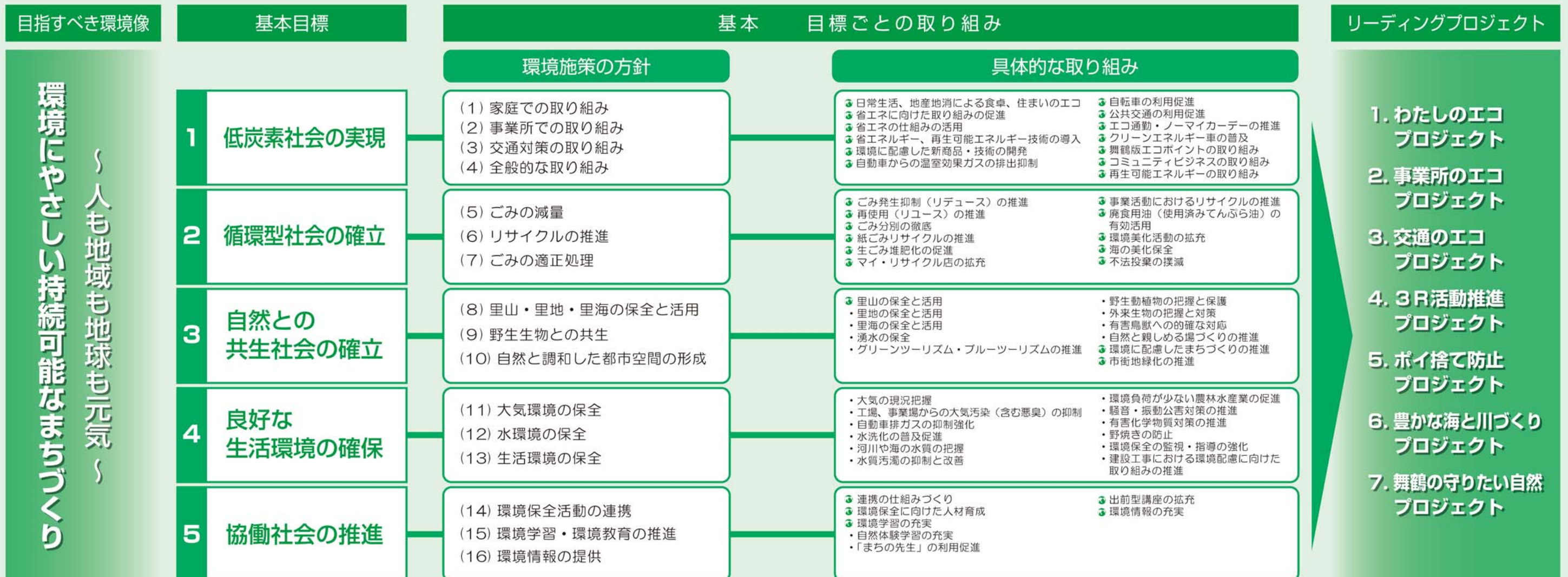
### ● 計画の期間（目標年度）

- ・ 目指すべき環境像については2050年頃を見据えたものとしています。
- ・ 平成23年度（2011年度）を初年度とし、平成32年度（2020年度）を目標年度としています。計画の期間は10年間とし、概ね5年で見直すこととしており、平成27年度に見直しを行いました。
- ・ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、基準年度を平成2年度（1990年度）、目標年度を平成32年度（2020年度）としています。

### ● 温室効果ガスの削減目標

2020年度までに温室効果ガスを  
1990年度比で25%削減することを  
目指します。

## 計画の施策体系



③ は地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に該当する取り組み

# 1 低炭素社会の実現

## 家庭での取り組み

H17 (基準年)	H26	H27	H28		H32 (目標)
<b>省エネ相談件数 (件/年度)</b>					
0	118	98	88		200
達成度 (%)	59.0	49.0	44.0		100
<b>住宅用太陽光発電システムの設置戸数 (基)</b>					
310	1,152	1,264	1,326 <sup>(※)</sup>		1,310
達成度 (%)	87.9	96.5	101.2		100

(※) 平成28年11月末時点

### ● 日常生活のエコ



省エネ相談所

個々の家庭でのエコ活動を進めるため、まいづる環境市民会議(31頁参照)が、イベントなどで「家庭の省エネ相談所」を開設し、来場者への無料診断を実施しています。

「家庭の省エネ相談所」は、市民の皆さんの省エネへの取り組みや、月々の光熱費(電気代、ガス代、灯油代、ガソリン代)から算出された各家庭の二酸化炭素排出量を平均のデータと比較し、スタッフが家庭での省エネの取り組みをアドバイスする取り組みです。また、

より詳しい省エネ診断として、環境省のうちエコ診断ソフトを用いた「うちエコ診断」の取り組みも行っています。

### ● 地産地消による食卓のエコ

地産地消は、生産地から食卓までの輸送距離が短い地場の生産物を食べることで、輸送に伴って発生するCO<sub>2</sub>排出量を減らす効果があり、地域活性化や食育とともに、環境の面からも大切な取り組みです。

平成19年度から、地元産の魚やお米、季節の野菜を学校給食で使用しているほか、授業でも地元生産者等の講義を聴く機会を設けています。また、平成24年度からは、京都府内でとれた食材だけで一食分の給食を作る「まるごときょうとの日」に取り組んでいます。

### ● 住まいのエコ

太陽光パネルの設置コストの低下や固定価格買取制度などにより、平成28年11月末時点において、市内の太陽光発電システム設置基数(10<sup>+</sup>未満)は1,326基と普及が進んでいます。平成28年7月には、太陽光発電設備と蓄電池を同時に設置された方への導入支援補助制度を創設し、自ら再生可能エネルギーで電気を創り、貯め、賢く使う自立型エネルギーの普及を図っています。平成28年度は8件の利用がありました。

## 事業所での取り組み

H17 (基準年)	H26	H27	H28		H32 (目標)
<b>大規模排出事業者の省エネ法による削減目標 (t-CO<sub>2</sub>/年度)</b>					
306,583	282,437	296,535	294,192		276,120
達成度 (%)	97.8	93.1	93.9		100
<b>市内事業者の環境マネジメントシステム新規導入件数 (事業所/年)</b>					
2	4	2	1		20
達成度 (%)	20.0	10.0	5.0		100
<b>省エネルギー、再生可能エネルギー技術の導入支援件数 (件)</b>					
0	4	7	5		10
達成度 (%)	40.0	70.0	50.0		100

### ● 省エネに向けた取り組みの促進

市内の温室効果ガスの大規模排出事業者は、省エネルギー法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）や京都府地球温暖化対策条例に基づく特定事業者として指定を受け、省エネなど温室効果ガス排出量削減の取り組みを進めています。

市役所でも、「舞鶴市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいます。ごみ焼却から排出される温室効果ガスが全体の4割近くを占めることから、市民の皆さんとごみの減量化・リサイクルに重点を置いて取り組むとともに、電気使用量の抑制、時間外勤務の削減、冷暖房温度の設定遵守、アイドリングストップ、省エネ型設備の導入などを進めた結果、第1期計画期間で17.5%、第2期計画期間で9.2%の削減を達成しました。引き続き平成26年度からは、第3期計画期間の取り組みを進めています。

### 舞鶴市役所の温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）

単位=t-CO<sub>2</sub>

舞鶴市地球温暖化対策実行計画	基準年	基準年との比較（実績）					計画策定時の目標
		H16	H17	H18	H19	H20	
第1期計画 平成16~20年度	H14	H16	H17	H18	H19	H20	H20
	28,048	26,499	26,340	24,000	24,949	23,136	26,795
	減少率	5.5%減	6.1%減	14.4%減	11.1%減	17.5%減	4.5%減
第2期計画 平成21~25年度	H19	H21	H22	H23	H24	H25	H25
	21,892	21,400	21,753	20,675	20,128	20,306	21,434
	減少率	2.2%減	0.6%減	5.6%減	8.1%減	9.2%減	2.1%減
第3期計画 平成26~30年度	H24	H26	H27	H28		H30	
	26,215	24,010	25,181	23,715		24,668	
	減少率	8.4%減	3.9%減	9.5%減		5.9%減	

※ 各計画ごとに排出係数が異なっているため、実績と基準年の温室効果ガス排出量が異なります。  
また、第3期計画から、指定管理施設が計画の対象に含まれています。

# 1 低炭素社会の実現

## ● 省エネの仕組みの活用

環境マネジメントシステム（次頁参照）は、事業所が環境負荷の少ない事業活動に自主的に取り組むための仕組みのことです。

環境マネジメントシステムを活用した環境への取り組みを支援するため、認証を取得する事業所への補助制度を設けています。補助の対象は、国際規格であるISO14001のほか、KES、エコアクション21、エコステージなどです。平成28年度は1件の利用がありました。

## ● 省エネルギー、再生可能エネルギー技術の導入

市内の事業者の環境対策を促進するため、「中小企業地球環境対策特別融資（舞グリーン）」と「中小企業環境対策設備導入促進補助金（舞グリーン・プラス）」を設け、再生可能エネルギーや省エネルギー設備、低公害車、LED設備、屋上緑化の導入等に対する融資・補助を実施しています。制度運用開始から平成28年度末までに、舞グリーン（22年度～）は30件、舞グリーン・プラス（23年度～）は28件の利用がありました。

## 交通対策の取り組み

H17 (基準年)	H26	H27	H28		H32 (目標)
<b>電気自動車 (EV・PHV) の普及台数 (台)</b>					
0	74	92	100		10,000
達成度 (%)	0.7 ●	0.9 ●	1.0 ●		100
<b>電気自動車急速充電設備の設置数 (基)</b>					
0	7	7	8		10
達成度 (%)	70.0 🌳	70.0 🌳	80.0 🌳		100

## ● クリーンエネルギー車の普及

温室効果ガスや排気ガスの排出削減と道路騒音の低減に有効なクリーンエネルギー車の普及促進のため、電気自動車の急速充電器を1基、市役所本庁前に設置しています。平成28年度末では、市役所に設置のものを含め、市内に計8基の急速充電器が設置されています。

今後は民間事業所の有料急速充電器の増加による充電インフラ網の整備が望まれるため、これまで無料開放していた市役所本庁前の急速充電器を平成28年4月に有料化しました。

また、市の公用車に電気自動車を1台配備し、市民の皆さんからご応募いただいたデザインを車体にラッピングしているほか、電気自動車 (EV・PHV) と、電気自動車から家庭へ電力を供給する設備の導入支援補助金を設けており、平成28年度は8件の利用がありました。



市役所本庁前の急速充電器

～持続可能な社会、自社の経営改善に向けて～

## 環境マネジメントシステムを導入しましょう

### 【環境マネジメントシステム (EMS) とは】

「環境マネジメントシステム (Environmental Management System = EMS)」は、組織や事業者等が、その運営や経営の中で自主的な環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく『環境マネジメント』のための体制・手続き等の仕組みのことです。

国内外において深刻化している地球温暖化をはじめとした環境問題には、産業界も深く関わっており、事業者にとっても、環境問題への取り組み・対応は必要不可欠なものとなっています。そのような中、EMSは非常に有効な手段として、多くの企業等によって活用されています。

### 【EMSの種類】

国際規格であるISO14001、中小企業が取り組みやすいように策定されたKES (京都環境マネジメントシステム・スタンダード) やエコアクション21、5段階のステージがあるエコステージなど、それぞれに特徴を持つ複数の規格があります。

### 【導入の効果・メリット】

#### ● 企業の社会的責任 (CSR)、環境負荷の低減

CSRの一つである環境問題への取り組みについての手段・証明

#### ● コスト削減、環境リスクの回避

省エネ・省資源による光熱水費削減、廃棄物削減などによる処理費削減  
環境関連法令の整理・順守による違反時等に発生するリスク回避

#### ● 経営改善

PDCA サイクル【Plan (計画)・Do (実行)・Check (評価)・Action (改善)】の構築など、社内管理体制の効率化による経営改善、経費削減

#### ● 公共入札の加点、金融機関等の融資利用条件・利率優遇

京都府や舞鶴市の公共工事入札における加点  
金融機関や京都府のEMSを条件とした低利融資制度の利用

#### ● 社外からの評価の向上、企業信用力の向上

環境対応を条件とした企業間取引への対応、グリーン調達基準の取引先条件  
顧客や取引先、一般市民等からの評価・信用の向上

### 【取得に必要な手続き】

社内における推進体制整備、環境に係る実態把握等を行い、環境マネジメントの目標・計画・マニュアル等を作成・運用し、認証機関の審査・認証を受ける必要があります。

詳しくは、生活環境課へお問い合わせください。

## 2 循環型社会の確立

### ごみの減量

H17 (基準年)	H26	H27	H28		H32 (目標)
<b>市民一人一日あたりのごみ排出量 (g/人・日)</b>					
982	884.4	892.2	858.4		845
達成度 (%)	95.5	94.7	98.4		100
<b>マイバッグの使用率 (%)</b>					
10.6	30.0	29.5	28.5		50
達成度 (%)	60.0	59.0	57.0		100
<b>フリーマーケットの来場者数 (人/年度)</b>					
370	570	545	516		1,500
達成度 (%)	38.0	36.3	34.4		100

#### ● ごみの発生抑制 (リデュース) の推進

##### 【可燃ごみ「有料化」の実施】

ごみの減量や分別等の資源化を進めるため、平成17年10月から可燃ごみの「有料化」を実施しています。ごみ処理費用の一部が上乗せされたごみ袋 (指定袋) を使ってごみを排出することで、ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保する「受益者負担」の考え方を採用しています。

平成28年度のごみ排出量は、22,953.8ト (9頁参照) となっており、有料化実施前の16年の33,243.3トと比べて30.9%のごみ減量が図られています。

#### ● 再使用 (リユース) の推進

##### 【再生品の展示・提供 (随時) / リサイクルプラザ】

粗大ごみの中でまだ使える家具等を再生し、2カ月ごとに展示して希望者に抽選で有償提供しています。毎回、約150点を展示、提供しています。

- ・ 展示期間 偶数月 (2・4・6・8・10・12月) の1カ月間
- ・ 申込期間 偶数月の平日 (8時30分～16時30分)  
偶数月の第三日曜日 (13時～16時30分)

##### 【子ども服の展示・提供 (随時) / リサイクルプラザ】

子ども服の展示・提供ブースを設置しています。

子どもの成長等で不要となった子ども服を市民の皆さんから提供いただき、必要としている人に無償でお譲りしています。常時、100点程度を展示しています。

### 【「ゆずります、もらいます」コーナーの開設／リサイクルプラザ】

家庭で不要になった家具や電化製品などを掲示板に張り出し、欲しい人に提供する「ゆずります、もらいます」のコーナーを設置しています。

品物等を記入した掲示用カード（リサイクルプラザに備え付け）を3カ月間掲示し、掲示板を見た譲りたい人ともらいたい人が直接やり取りしています。

### 【フリーマーケットの開催／リサイクルプラザ】

家庭で不要になった衣類、雑貨、日用品などをごみとして捨てるのではなく、再使用する機会としてフリーマーケットを開催しています。

例年、年2回開催し、毎回約26店の出店があります。平成28年度は6月、11月に開催し、2回の合計で516人の来場者がありました。

### 【リサイクル教室の開催／リサイクルプラザ】

粗大ごみとして持ち込まれた家具等の木製品を材料にした再生工作教室を開催しています。

平成28年度は6・8・12月の3回企画し（8月は親子教室として実施）、参加者は合計で33人でした。

## 指定ごみ袋料金の使い道

指定ごみ袋の売り上げは、平成28年度で169,279,730円でした。この収入は、ごみの処分や減量化のための様々な事業に使っています。

#### ■指定ごみ袋の売り上げ（可燃ごみ処分手数料）

年度	18	19	20	21	22	23
手数料(円)	180,515,335	181,324,420	178,829,755	175,623,310	172,471,650	169,095,330
年度	24	25	26	27	28	
手数料(円)	171,492,275	179,483,145	161,246,445	170,371,030	169,279,730	

#### 指定ごみ袋の作成などの経費…69,708,373円

- ごみ袋の作成費用
- 運搬や保管費用
- 販売店への手数料 ほか



市指定ごみ袋



ごみ分別  
ルールブック

#### ごみ減量のための啓発経費など…20,043,281円

- 不法投棄監視パトロール
- ごみ分別ルールブックの作成
- ボランティア用袋の作成や回収
- 啓発看板の作成 ほか



清掃事務所



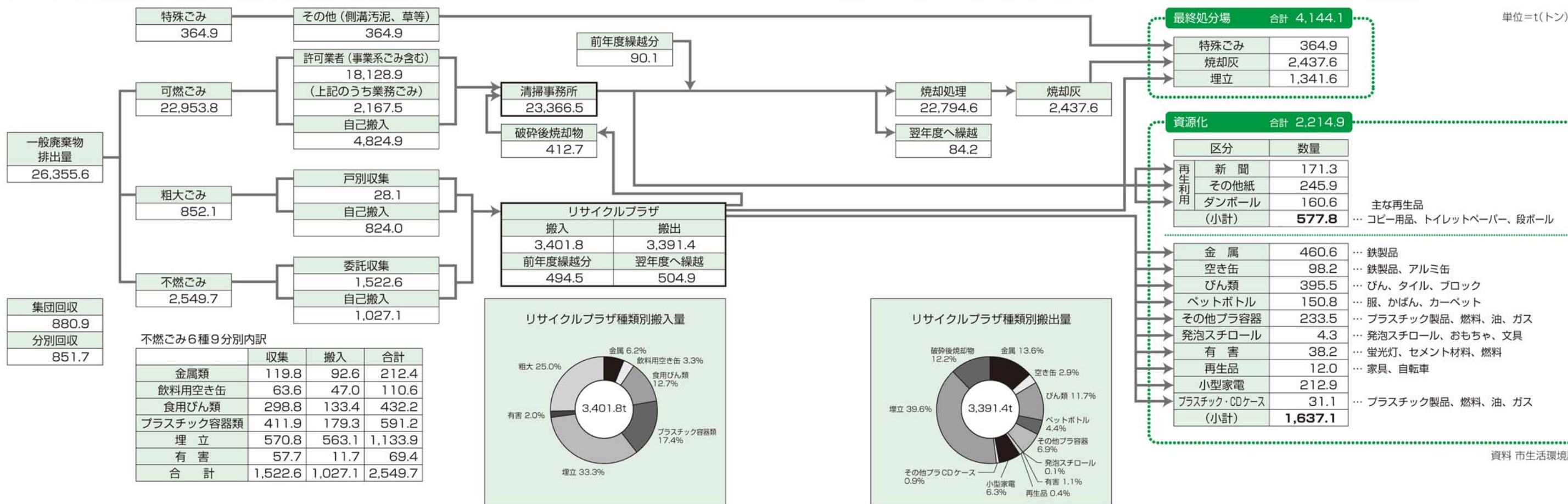
啓発看板

#### ごみ焼却施設の管理経費…79,528,076円



# 2 循環型社会の確立

## 平成28年度一般廃棄物(ごみ)の搬出入区分図



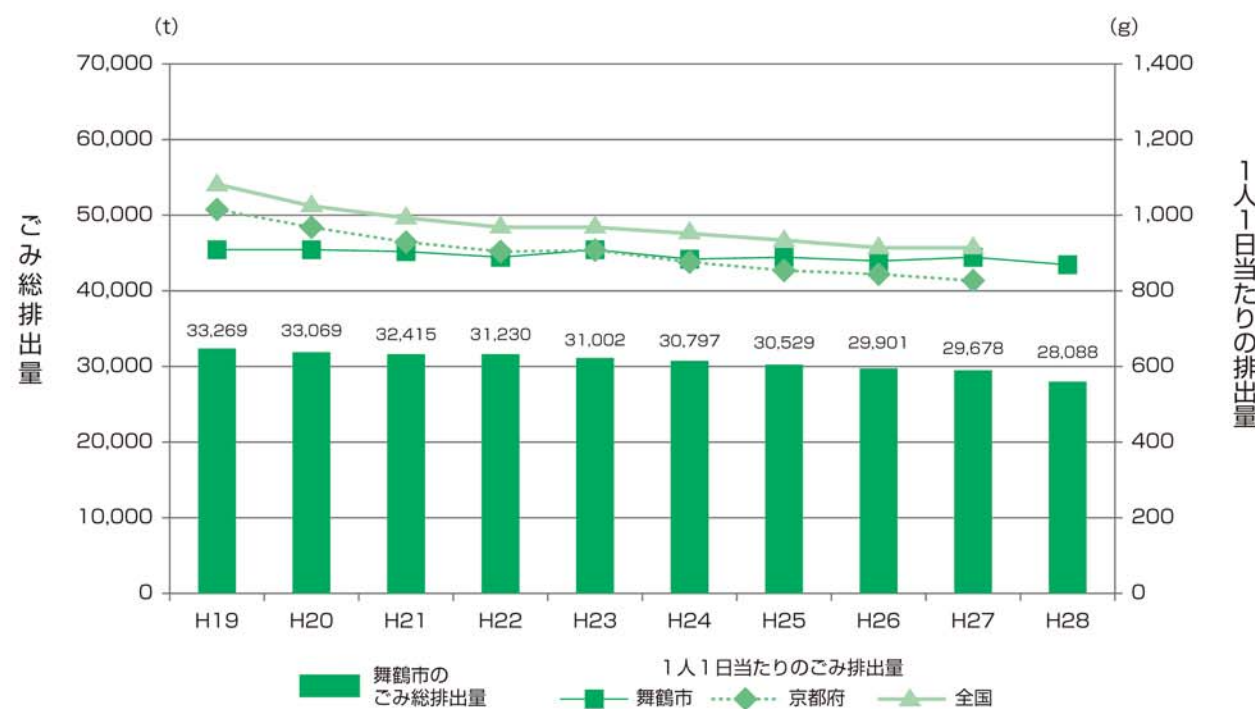
## ごみ排出量の推移

ごみ排出量の推移		単位	H19 <sup>※6</sup>	H20	H21	H22	H23 <sup>※6</sup>	H24	H25	H26	H27 <sup>※6</sup>	H28
可燃ごみ (事業系含む)	収集	t	20,958.2	20,587.2	20,223.8	19,382.8	19,509.2	19,137.8	18,850.6	18,852.0	18,335.2	18,128.9
	自己搬入	t	5,025.6	5,349.0	5,495.8	5,324.1	5,254.5	5,172.3	5,399.2	5,201.8	5,459.9	4,824.9
	計	t	25,983.8	25,936.2	25,719.6	24,706.9	24,763.7	24,310.1	24,249.8	24,053.8	23,795.1	22,953.8
不燃ごみ	収集	t	2,324.9	2,190.1	2,074.8	2,093.4	1,936.6	1,909.3	1,800.7	1,630.5	1,582.7	1,522.6
	自己搬入	t	921.1	922.5	939.9	966.0	944.4	1,128.9	1,166.8	1,133.5	1,256.2	1,027.1
	計	t	3,246.0	3,112.6	3,014.7	3,059.4	2,881.0	3,038.2	2,967.5	2,764.0	2,838.9	2,549.7
粗大ごみ	収集	t	21.8	21.7	19.1	18.3	16.9	17.7	23.9	23.8	23	28.1
	自己搬入	t	672.0	649.8	645.9	702.9	768.5	992.3	976.0	980.2	1,139.9	824.0
	計	t	693.8	671.5	665.0	721.2	785.4	1,010.0	999.9	1,004.0	1,162.9	852.1
ごみ排出量 合計	収集	t	23,304.9	22,799.0	22,317.7	21,494.5	21,462.7	21,064.8	20,675.2	20,506.3	19,940.9	19,679.6
	自己搬入	t	6,618.7	6,921.3	7,081.6	6,993.0	6,967.4	7,293.5	7,542.0	7,315.5	7,856.0	6,676.0
	計	t	29,923.6	29,720.3	29,399.3	28,487.5	28,430.1	28,358.3	28,217.2	27,821.8	27,796.9	26,355.6
ごみ総排出量		t	33,269.0	33,069.1	32,414.5	31,229.5	31,002.4	30,797.1	30,528.8	29,901.4	29,677.7	28,088.2
人口 <sup>※1</sup>	人		91,831	91,498	90,695	89,899	88,869	87,909	86,967	86,188	85,121	84,115
世帯数 <sup>※1</sup>	世帯		40,136	40,479	40,531	40,500	40,262	40,148	40,270	40,457	40,223	40,123
1人1日当たりの ごみ排出量	g/人日		890.3	889.9	888.1	868.2	874.1	883.8	888.9	884.4	892.2	858.4
1日当たり総排出量	g		989.8	990.2	979.2	951.7	953.2	959.8	961.8	950.5	952.6	914.9
1日当たり総排出量	g/人日		90.9	90.6	88.8	85.6	84.7	84.4	83.6	81.9	81.1	77.0
中間処理に係る資源化量 <sup>※2</sup>	t		2,982.8	2,847.3	2,711.6	2,645.9	2,436.4	2,511.0	2,438.6	2,403.6	2,344.3	2,214.9
集団回収量 <sup>※3</sup>	t		1,362.0	1,551.2	1,416.6	1,253.1	1,167.5	1,152.7	1,128.0	1,037.2	956.0	880.9
分別回収量 <sup>※4</sup>	t		1,983.4	1,797.6	1,598.6	1,489.0	1,404.8	1,286.1	1,183.7	1,042.4	924.8	851.7
リサイクル率 <sup>※5</sup>	%		19.0	18.7	17.7	17.3	16.2	16.1	15.6	15.0	14.2	14.1

※1 人口・世帯数は各年度末人口・世帯数(外国人含む)  
 ※2 資源化量には集団回収分は含まない  
 ※3 集団回収は古紙類、繊維類、アルミ類  
 ※4 分別回収は古紙で平成17年9月から実施  
 ※5 リサイクル率=(中間処理に係る資源化量+集団回収量+分別回収量)÷(ごみ排出量+集団回収量+分別回収量)  
 ※6 閏年は、1年を366日として計算

資料 市生活環境課

## 1人1日当たりの排出量の推移



## 2 循環型社会の確立

### リサイクルの推進

H17 (基準年)	H26	H27	H28		H32 (目標)
<b>リサイクル率 (%)</b>					
14.3	15.0	14.2	14.1	➡	25
達成度 (%)	60.0	56.8	56.4		100
<b>紙類資源化量 (t-年度)</b>					
2,958	2,672	2,470	2,277	➡	5,000
達成度 (%)	53.4	49.4	45.5		100
<b>マイ・リサイクル店の認定店舗数 (店)</b>					
22	24	24	22	➡	35
達成度 (%)	68.6	68.6	62.9		100

#### ● ごみ分別の徹底

##### 【不燃ごみ「6種9分別」の実施】

平成10年5月、3分別で収集していた不燃ごみを、リサイクルプラザの稼働に合わせて、6種9分別に細分化して収集を開始しました。以降、各自治会から集積所に分別指導員を配置いただき、市民一体となって、分別の徹底に取り組んでいます。

平成28年度のごみ排出量全体のリサイクル率は14.1%でした。

### リサイクル率の推移



## 【「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」の発行】

平成10年度の不燃ごみ6種9分別収集の開始に合わせ、毎年不燃ごみの収集日程や分別方法を周知する冊子を発行しています。

この「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」では、可燃ごみと不燃ごみの分別や排出方法、ごみ処理に関連する制度等を詳しく紹介しています。

小型家電回収ボックスを設置



## 【小型家電リサイクル回収ボックスの設置】

平成25年4月に施行された「小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）」に対応するため、環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証実験（市町村提案型）」により、26年10月から公共施設6カ所に回収用ボックスを設置し、集まった家電製品等を認定リサイクル事業者へ引き渡す事業を実施しています。

平成28年度の回収量は、約1,424\*<sub>0</sub>となっています。

## ● 紙ごみリサイクルの推進

### 【古紙分別収集の実施】

平成17年9月、これまで可燃ごみとして排出されていた古紙の分別収集を開始しました。

月一回の不燃ごみの収集に合わせて、古紙を3分別（段ボール、新聞、その他の紙）で回収しています。また、古紙排出の利便性向上のため、27年1月から市役所本庁舎と西支所に、28年3月から加佐分室に古紙回収ボックスを設置しました。

平成28年度は、分別収集、清掃事務所への直接搬入、古紙ボックスによる回収と合わせて1,430ト<sub>0</sub>でした。



古紙回収ボックスを設置

### 【古紙等資源回収報奨金】

ごみの再利用を促進して減量化するため、資源として再利用できる古紙などの集団回収を自主的に行う自治会や老人会などの団体に対して、1\*<sub>0</sub>あたり3円（廃食用油は1\*<sub>0</sub>あたり5円）の報奨金を交付しています。

平成28年度では、64団体で881ト<sub>0</sub>（廃食用油は2,290\*<sub>0</sub>）が回収されました。

## ● 生ごみ堆肥化の促進

### 【生ごみ処理機購入費補助金・生ごみ堆肥化容器購入費補助金】

家庭から排出される生ごみの減量・資源化のため、生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器（コンポスト・EMぼかし容器）の購入者に、補助金を交付しています。

平成28年度は、処理機19台、容器18基の購入に補助金を交付しました。

## 2 循環型社会の確立

### ● 廃食用油（使用済みてんぷら油）の有効活用

#### 【古紙等資源回収報奨金（再掲）】

廃食用油の集団回収活動を自主的に行う団体に対して報奨金を交付しています。  
平成28年度では、2,290ℓの廃食用油が回収されました。

### ● マイ・リサイクル店の拡充

#### 【マイ・リサイクル店認定制度】

ごみの発生抑制や再生利用の促進に積極的な小売店を「マイ・リサイクル店」として認定し広報することで、ごみを減量化しようとする制度です。

現在、22店を認定しており「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」等により店舗の取り組みを紹介しています。

## ごみの適正処理

H17 (基準年)	H26	H27	H28		H32 (目標)
<b>環境美化里親制度（アダプト・プログラムまいづる）の参加者数（人）</b>					
674	708	677	664	➡	1,000
達成度 (%)	70.8 🌳	67.7 🌳	66.4 🌳		100
<b>パトロールによるごみの不法投棄の発見数（件／年度）</b>					
187	191	195	127	➡	130
達成度 (%)	68.1 🌳	66.7 🌳	102.4 🌳		100

### ● 環境美化活動の拡充



アダプト・プログラムの  
サインボード（しおじプラザ）

#### 【環境美化里親制度（アダプト・プログラムまいづる）】

環境美化に対する市民意識を高め、市民との協働で環境美化活動を行うため、市民が道路等の公共施設の里親となってボランティア活動を実施する「環境美化里親制度」を平成13年度に創設。里親である市民が散乱ごみの回収とごみの散乱状況の情報提供を行い、市は里親の活動に必要な清掃用具の支給・貸与、ごみの回収などで、その活動を支援しています。

平成28年度で、26団体4家族2個人、664人が市内の12カ所で活動しています。

### 【ボランティア清掃の支援】

自治会や老人会、ボランティア団体が実施する美化活動に、専用のごみ袋の支給や収集されたごみの回収などの支援を行っています。

### 【まいづるクリーンキャンペーンの活動支援】

「わたしたちのまちを、わたしたちの手できれいにしよう」を合言葉に、平成8年度から7月に全市一斉清掃日を設け、清掃活動を実施しています。平成9年度からは、「まいづるクリーンキャンペーン実行委員会」が主催者として実施し、市はごみ袋の支給や清掃後のごみ回収などの支援を行っています。

平成28年度は、7月のクリーンキャンペーン期間全体で142組7,873人の参加申し込みがあり、一斉清掃日当日には約24トンの散乱ごみが回収されました。

## ● 海の美化保全

### 【環境美化区域の指定】

市民、事業者が一体となって、ごみの散乱等の防止に努めるとともに、地域の環境美化を促進し良好な都市機能を保全するため、昭和59年に「環境美化条例」を制定しました。

この条例に基づき、毎年、海岸線の10地区を環境美化区域に指定し、啓発看板の設置やごみの回収、広報パトロールを地域と一体となって実施しています。

### 【舞鶴の川と海を美しくする会の活動支援】

市内28地区の会と53の事業所（平成29年4月時点）などで構成される「舞鶴の川と海を美しくする会」が、毎年6月と10月を美化強調月間と定め、関係機関と協力して全市的規模で河川や海岸などの清掃を実施しています。

平成28年度は、延べ約14,700人の参加がありました。市は、清掃時の資材提供、清掃後のごみ回収等の支援を行っています。

## ● 不法投棄の撲滅

### 【不法投棄監視パトロールの実施】

不法投棄を監視するため、市内を6コースに分けて昼間と夜間にパトロールを実施しています。パトロール中にごみの投棄に遭遇した場合は、直ちに警察へ通報するとともに、証拠の保全を行うこととしています。

平成28年度は昼間466回、夜間154回、計620回のパトロールを行い、127件の不法投棄を確認しました。

### 【監視カメラの設置】

不法投棄されやすい市内の数カ所に監視カメラを設置して、不法投棄を未然に防止するとともに、ごみの投棄の様子が撮影された場合は直ちに警察に告発することとしています。

# 3 自然との共生社会の確立

## 里山・里地・里海の保全と活用

H17 (基準年)	H26	H27	H28		H32 (目標)
<b>間伐実施面積 (ha)</b>					
0	122.34	163.88	92.28	➡	1,300
達成度 (%)	9.4 ●	12.6 🌱	7.1 ●		100
<b>遊休農地面積 (ha)</b>					
181	246 🌳	242 🌳	242 🌳	➡	181
達成度 (%)	73.6 🌳	74.8 🌳	74.8 🌳		100
<b>藻場保全活動面積 (ha)</b>					
0	3.6 🌿	10 🌳	6.5 🌳	➡	6.5
達成度 (%)	55.4 🌿	153.8 🌳	100 🌳		100
<b>ふるさとボランティア活動の参加者数 (人/年度)</b>					
29	130 🌳	100 🌳	100 🌳	➡	100
達成度 (%)	130 🌳	100 🌳	100 🌳		100

### ● 里山の保全と活用



整備された里山林の状況

木材需要の減少や林業者の高齢化・後継者不足、放置竹林の拡大などに対応し、森林の多面的機能向上により里山を保全するため、間伐材を搬出利用した森林所有者などを支援しています。

平成28年度に搬出利用された間伐材は、4,000 m<sup>3</sup>でした。

また、平成28年度からは、京都府豊かな森を育てる府民税市町村交付金を活用し、人家裏等の荒廃した里山を整備し、地域住民が安心・安全に暮らすことができる環境づくりを行う取り組みを開始しました。この取り組みにより、

将来にわたり管理された里山が維持されていくことを期待しています。

そのほか、「特定非営利活動法人 山悠遊 森林サポートまいつる」では、森林ボランティアの一環として年に2～3回、山の手入れの仕方を学ぶ間伐講習会やキノコの植菌体験、薪作り教室を開催しています。平成28年度は計52人の参加がありました。

## ● 里地の保全と活用

過疎や高齢化による耕作放棄地などの遊休農地の増加に歯止めをかけ、市民の手で里地を保全するため、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度により支援を行っています。

平成28年度は、777名を対象に耕作や草刈り等による農地の維持管理、用排水路の改修や農道の整備等による農業設備の維持管理、子どもに対する農業学習等を通じた普及啓発活動などが行われました。



地元住民による農地の整備（志高）

## ● グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進

京都府では、ふるさと保全活動の一環として、ふるさとボランティア活動を推進しており、農地の草刈りや竹林の伐採、竹の粉化など農村の体験を通して、都市と農村の交流活動を支援しています。

平成28年度は舞鶴市内で計3回開催され、100人の参加がありました。

また、野原地区の漁業漁村体験施設や「まいづる野原漁村交流推進協議会」では、漁村での生活を体験してもらうため、漁業体験や漁村体験型教育旅行の受け入れを行っています。

平成28年度は約4,000人の利用がありました。

## 守ろう、生物多様性

### 生物多様性とは

私たちの回りには、山、川、海、里地から都市まで、それぞれの生態系があり、たくさんの生物が相互に複雑に関わりあって存在しています。生物多様性とは、地球上のすべての生物の「個性とつながり」のことです。

### 私たちがもたらす絶滅危機

人間を含むすべての生物は、この多様性からもたらされる自然の恵みによって生きています。しかしながら、開発による生息地の減少や環境悪化、希少な生き物の乱獲、里地里山の荒廃による自然環境の変化、外来種の持ち込みによる生態系への影響に加え、地球温暖化による影響など、わたしたち人間の活動により、生物多様性の危機がさげばれています。

### 守るのも私たち自身

私たちが危機をもたらしている生物多様性は、私たち自身で守り、回復することもできます。一人ひとりが身近なところから取り組むことが大切です。

- ☆地元でとれたものを食べ、旬のものを味わう
- ☆近くの山や川などに出かけて、自然にふれる
- ☆自然について学んだことを家族や友達に伝える
- ☆エコラベルなどが付いた環境にやさしい製品を選ぶ
- ☆地域の自然保護活動に参加する

# 3 自然との共生社会の確立

## 野生生物との共生

H17 (基準年)	H26	H27	H28		H32 (目標)
<b>京都府レッドリスト選定種数 (野生生物・絶滅寸前種・絶滅危惧種・準絶滅危惧種) (種)</b>					
167	177	177	177	→	167
達成度 (%)	94.4	94.4	94.4		100
<b>天然記念物の指定件数 (件)</b>					
10	12	13	13	→	15
達成度 (%)	80	86.7	86.7		100
<b>有害鳥獣による農作物の被害面積 (a)</b>					
2,853	2,004 (※)	2,700	4,689	→	1,100
達成度 (%)	54.9	40.7	23.5		100

(※)「有害鳥獣による農作物の被害面積」について、H26年度は自己消費地の被害面積が調査されていないため、25年度の数値を記載しています。

### ● 野生動植物の把握と保護



まいづる環境市民会議と市では、舞鶴に生息している動植物や特色ある景観等を「地域の宝物」として募集。寄せられた448件の情報を活かし、舞鶴の豊かな自然・動植物を紹介するフィールドワーク向けの環境啓発冊子「舞鶴フィールドミュージアム」を発行しました。併せてインターネット上でも閲覧できるよう、市ホームページにウェブ版を掲載することで、提供された情報の発信を行っています。

### ● 外来生物の把握と対策

アライグマは特定外来生物であることから、舞鶴市内からの完全排除を目標として対策を強化しており、平成28年度は、18頭を捕獲しました。

### ● 有害鳥獣への的確な対応

有害鳥獣による農作物被害を防ぐため、捕獲と併せて、檻や電気柵の設置などに対する支援を行っています。

平成28年度の有害鳥獣捕獲実績は、鳥類55頭・動物(獣)2,138頭でした。被害面積は、4,689㎡となっています。



電気柵の設置状況



## 大気環境の保全

H17 (基準年)	H26	H27	H28	H32 (目標)
大気中の二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) 濃度 (ppm)				
0.007 ~ 0.027	0.005 ~ 0.017	0.005 ~ 0.015	0.005 ~ 0.015	環境基準値 0.06以下
達成度 (%)	100	100	100	100

## ● 大気の現況把握

京都府及び関西電力(株)が大気汚染状況を常時監視しています。

測定地点	京都府東舞鶴測定局 … 溝尻 (新舞鶴小学校) に設置 関西電力(株)測定局 … 三浜、岡安、和田、七日市、上東に設置
------	--

## ● 工場、事業場からの大気汚染 (含む悪臭) の抑制

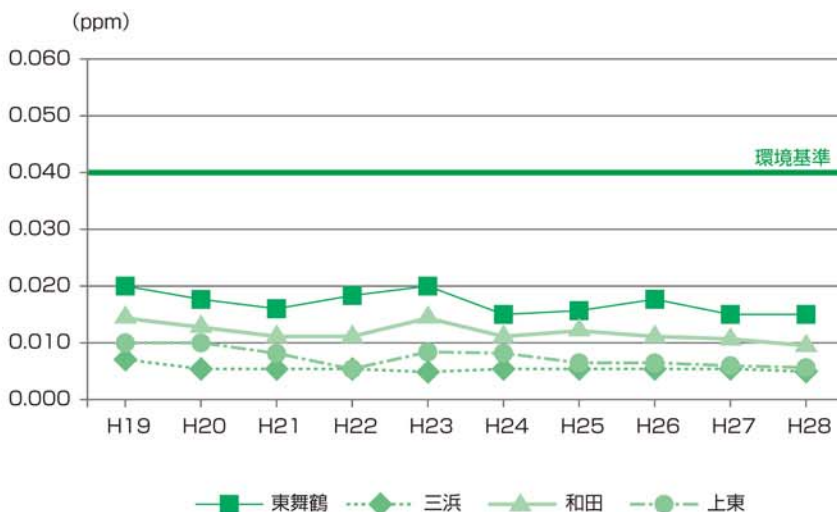
市と主な工場との間で環境保全協定を締結し、その協定に基づいた監視・指導を行っています。

## ● 自動車排ガスの監視強化

交通量の多い道路27カ所で年1回、二酸化窒素の簡易測定を実施し、自動車排ガスによる影響を監視しています。

二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) の測定結果

二酸化窒素は、工場やボイラー、自動車のエンジン、家庭用のコンロやストーブなどでの燃料の燃焼に伴い発生します。平成19年度～28年度の10年間、年間の環境基準を達成しています。



## 二酸化窒素

## 環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

## 年間の環境基準評価方法

年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。

# 4 良好な生活環境の確保

## 二酸化窒素の測定結果（市測定分）

単位：ppm

道路名	測定地点	H28	
国道	27号	舞鶴市字真倉地内	0.013
	27号	舞鶴市字十倉地内	0.022
	27号	舞鶴市字北田辺地内	0.022
	27号	舞鶴市字上安地内	0.034
	27号	舞鶴市字北吸地内	0.030
	27号	舞鶴市字浜地内	0.034
	27号	舞鶴市田中町地内	0.026
	27号	舞鶴市字小倉地内	0.024
	175号	舞鶴市字上福井地内	0.019
	175号	舞鶴市字寺内地内	0.028
177号	舞鶴市字魚屋地内	0.017	
主要地方道	東舞鶴・停車場線	舞鶴市字浜地内	0.022
	舞鶴和知線	舞鶴市字行永地内	0.022
	舞鶴和知線	舞鶴市字行永地内	0.015
	志高西舞鶴線	舞鶴市字公文名地内	0.013
	舞鶴綾部福知山線	舞鶴市字七日市地内	0.015
	小倉西舞鶴線	舞鶴市字森地内	0.026
	小倉西舞鶴線	舞鶴市字福来地内	0.026
	小倉西舞鶴線	舞鶴市清美が丘地内	0.024
	小倉西舞鶴線	舞鶴市字行永地内	0.019
	舞鶴野原港高浜線	舞鶴市字大波下地内	0.024
府道	物部西舞鶴線	舞鶴市字上福井地内	0.017
	由良・金ヶ岬・上福井線	舞鶴市字喜多地内	0.011
	余部下舞鶴港線	舞鶴市字長浜地内	0.013
	老富・舞鶴線	舞鶴市字常地内	0.017
	西舞鶴停車場線	舞鶴市字引土地内	0.024
	高浜・舞鶴線	舞鶴市字安岡地内	0.022

平成21年度から年1回、カプセル簡易測定法(\*)により測定。

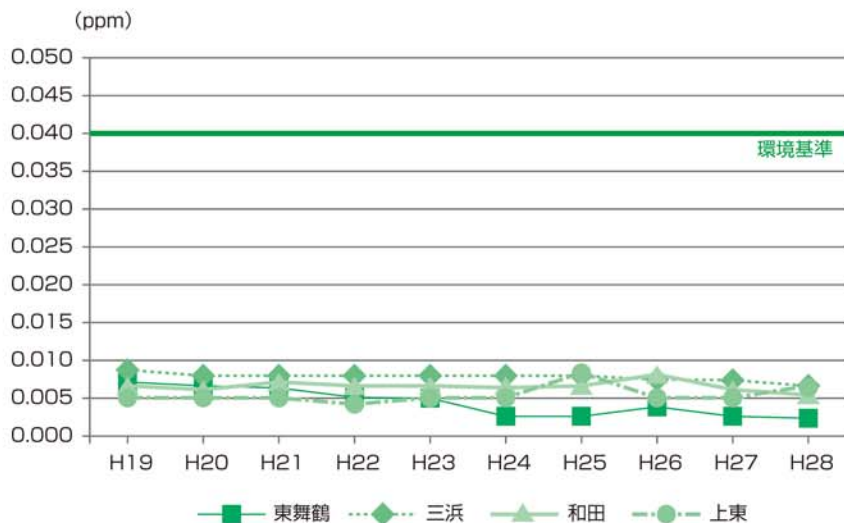
27カ所すべてにおいて環境基準を達成しています。

\*カプセル簡易測定法…空気の捕集管としてのフタ付プラスチック容器などに、吸収剤を染み込ませたろ紙を入れ測定場所に設置。24時間経過後にカプセルを取り外し、発光液(ザルツマン液)を加えて発色させ、その色の濃さを比色計で測定して濃度を計算します。

■ 年間の環境基準達成  
■ 年間の環境基準未達成

## 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)の測定結果

二酸化硫黄は、石油や石炭などの化石燃料の燃焼に伴い発生する気体です。無色で刺激臭があります。平成19～28年度の10年間、年間の環境基準を達成しています。



### 二酸化硫黄

#### 環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

#### 年間の環境基準評価方法

年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が環境基準(0.04ppm)以下であり、かつ、1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続しないこと。

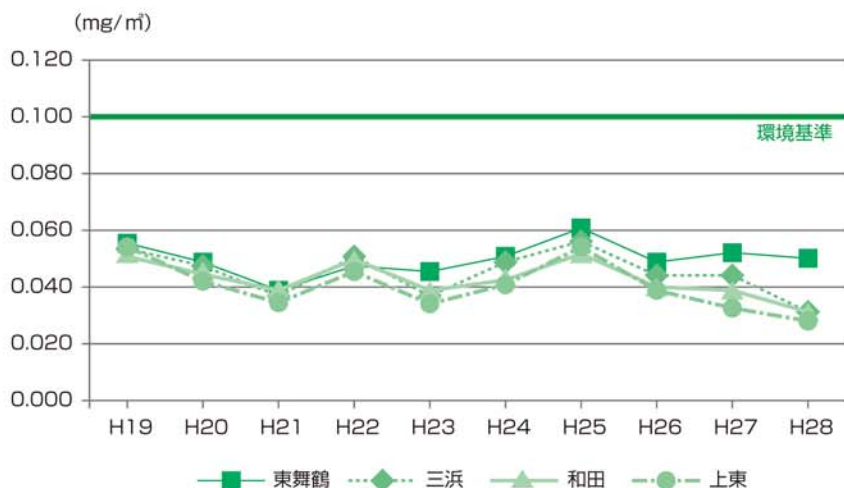
【1日平均値が環境基準を2日以上連続して超えた回数】

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■ 年間の環境基準達成  
■ 年間の環境基準未達成

## 浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果

浮遊粒子状物質は、工場などのばいじんやディーゼルエンジンの排気ガスなどから発生するもので、その粒径が $10\mu\text{m}$ <sup>(※1)</sup>以下のものをいいます。非常に小さいため、大気中に長時間とどまります。平成19～28年度の10年間、年間の環境基準を達成しています。



【1日平均値が環境基準を2日以上連続して超えた回数】

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■ 年間の環境基準達成  
 ■ 年間の環境基準未達成

### 浮遊粒子状物質

#### 環境基準

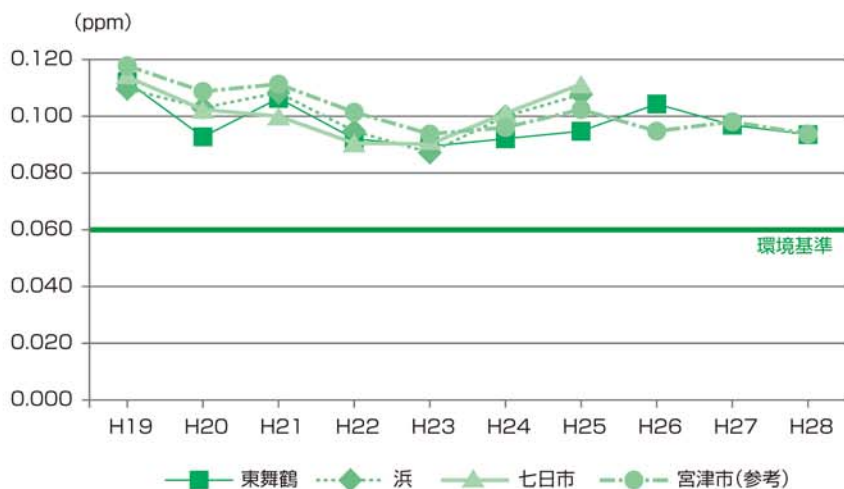
1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ <sup>(※2)</sup>以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

#### 年間の環境基準評価方法

年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が環境基準 ( $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ ) 以下であり、かつ、1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続しないこと。

※1  $\mu\text{m}$ :長さの単位。マイクロメートル。  
 $1\mu\text{m}=100$ 万分の1メートル  
 ※2  $\text{mg}/\text{m}^3$ :大気1立方メートル中の量。  
 mgは重さの単位。  
 $1\text{mg}=1,000$ 分の1グラム

## 光化学オキシダントの測定結果



### 光化学オキシダント

#### 環境基準

1時間値が $0.06\text{ppm}$ 以下であること。

#### 年間の環境基準評価方法

6時から20時までの昼間時間帯の1時間値が $0.06\text{ppm}$ 以下であること。

【環境基準を超えた日数と時間数】

項目	年度				
	H19	H20	H21	H22	H23
東舞鶴	日数	73	65	74	78
	時間数	379	346	423	371
浜	日数	90	88	71	80
	時間数	436	493	435	413
七日市	日数	83	81	62	65
	時間数	421	439	365	316
宮津市(参考)	日数	123	128	92	91
	時間数	829	916	645	520

項目	年度				
	H24	H25	H26	H27	H28
東舞鶴	日数	59	56	59	57
	時間数	286	280	385	358
浜	日数	93	78	-	-
	時間数	456	452	-	-
七日市	日数	74	73	-	-
	時間数	380	410	-	-
宮津市(参考)	日数	69	86	69	63
	時間数	401	508	442	411

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽からの紫外線を受けて化学反応を起こすことで発生します。濃度が高くなり、白くモヤがかかったような状態が光化学スモッグです。

平成19～28年度の10年間、一度も環境基準を達成していません。

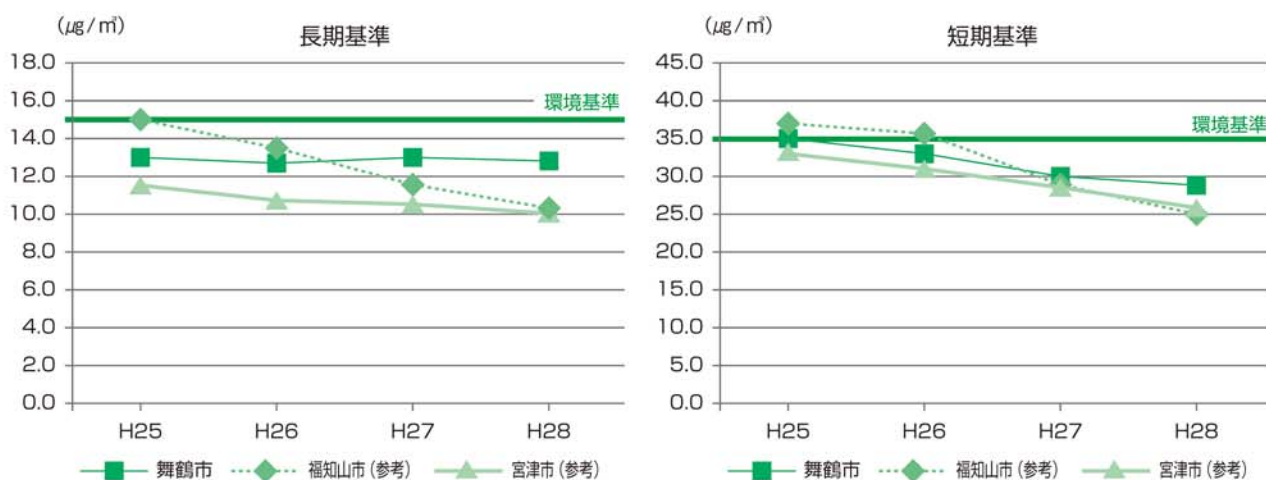
また、環境基準を超えた日数が多くありますが、これは府下全域の傾向です。国内では原因物質の排出量が規制により減少傾向であること、もともと原因物質が少ない地方でも濃度が高くなっていることなどから、外国からの飛来が原因の一つではないかといわれています。

# 4 良好な生活環境の確保

## PM2.5の測定結果

PM2.5は、大気中に浮遊している2.5 $\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子のことです。浮遊粒子状物質(SPM)よりも小さな粒子であるPM2.5は、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加えて循環器系への影響も心配されます。

市内では平成24年度から測定を行っており、平成28年度においては、長期基準(年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (<sup>※</sup>)以下)、短期基準(日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)ともに環境基準を達成しています。

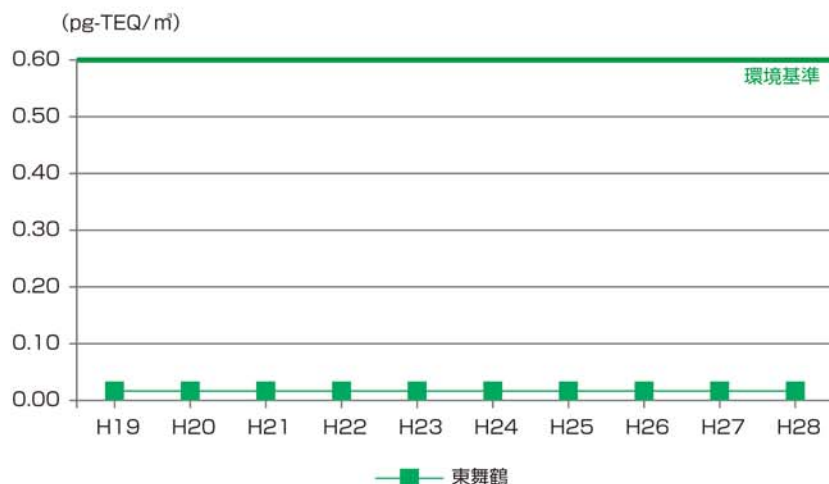


PM2.5	
<p><b>環境基準</b></p> <p>1年平均値が15<math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>以下であり、かつ、1日平均値が35<math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>以下であること。</p>	<p><b>年間の環境基準評価方法</b></p> <p>1年平均値が15<math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>以下であること、かつ、年間を通じて測定した1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが35<math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>以下であること。</p>

<sup>※</sup>  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ : 大気1立方メートル中の量。  
 $\mu\text{g}$ (マイクログラム)は重さの単位。  
 1 $\mu\text{g}$ =100万分の1グラム。

## ダイオキシン類の調査結果

ダイオキシン類は、ものが燃える過程などで発生します。非常に毒性が強く、分解しにくい性質を持っているのが特徴です。市内では、毎年環境基準を達成しています。



ダイオキシン類
<p><b>環境基準</b></p> <p>年間平均値が0.6pg-TEQ/<math>\text{m}^3</math>(<sup>※</sup>)以下であること。</p>

<sup>※</sup> pg-TEQ/ $\text{m}^3$ : 大気1立方メートル中の量。  
 pg(ピコグラム)は重さの単位。1pg=1兆分の1グラム。TEQは、複数種類あるダイオキシン類を最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(TCDD)の毒性に換算した値(毒性等量)ということを表します。

## 水環境の保全

H17 (基準年)	H26	H27	H28		H32 (目標)
<b>舞鶴湾の化学的酸素要求量 (COD) 値 (mg/ℓ)</b>					
2.3~2.9	2.0~2.4	1.7~2.1	1.9~2.2	→	環境基準値 2以下
達成度 (%)	0 ●	0 ●	0 ●		100
<b>由良川、伊佐津川、河辺川の生物化学的酸素要求量 (BOD) 値 (mg/ℓ)</b>					
0.6~1.7	0.5~2.1	0.5~0.7	0.5~0.8	→	環境基準値 2以下
達成度 (%)	95.2 ●	100 ●	100 ●		100
<b>水洗化普及率 (%)</b>					
70.2	94.1	94.8	95.1	→	98
達成度 (%)	96.0 ●	96.7 ●	97.0 ●		100
<b>水洗化率 (%)</b>					
58	88.4	88.9	89.3	→	92
達成度 (%)	96.0 ●	96.6 ●	97.1 ●		100

### ● 河川や海の水質の把握

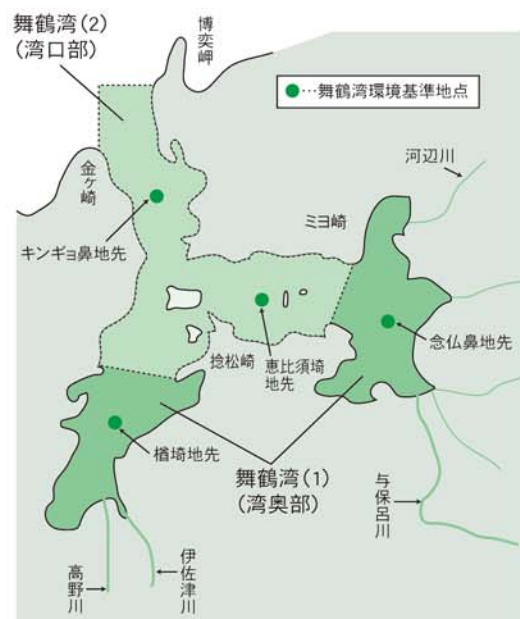
海域（舞鶴湾）では、京都府が4地点で水質を測定しています。また、河川については、市が22地点で、京都府と国土交通省が5地点で測定を行っています。

### 《舞鶴湾の状況》

海域の環境基準は、舞鶴湾の湾奥部2カ所と湾口部2カ所に設定されており、京都府が年6回水質を測定しています。



五老岳から見た舞鶴湾

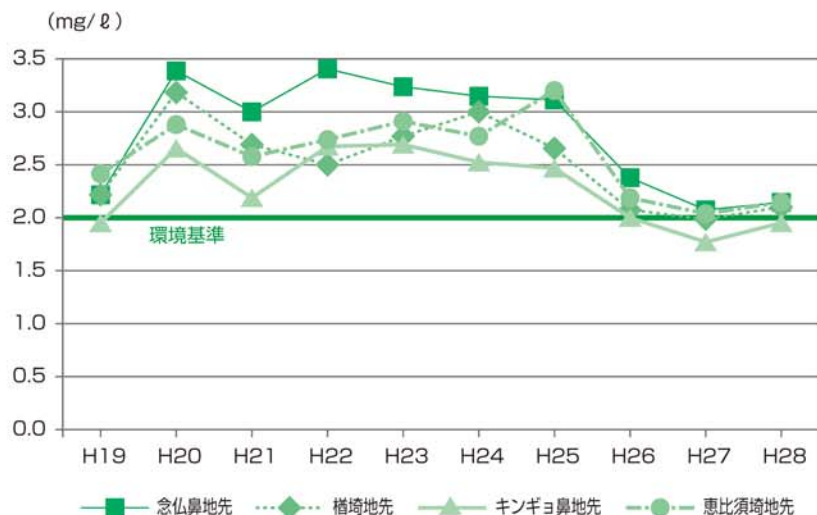


# 4 良好な生活環境の確保

## 舞鶴湾・COD測定結果

水中の有機物質などが、酸化剤で酸化されるときに消費される酸素量のことを化学的酸素要求量(COD)といいます。この数値が大きいほど海の水が汚れていることとなります。

平成19～28年度の10年間は、環境基準が未達成となっています。



### COD指定類型A<sup>(※)</sup>

#### 環境基準

1日平均値が2.0mg/ℓ以下であること。

#### 年間の環境基準評価方法

環境基準点において、年間を通じて測定した1日平均値の全データのうち75%以上のデータが基準以下であり、かつ、1水域において複数の環境基準点がある場合は、いずれもが基準に適合していること。

本市の場合、2カ所の環境基準地点とともに基準を満たした場合に達成したこととなります。

※ 指定類型A:CODに係る海域の類型はABCの3種類あり、Aの場合は、自然探勝などの環境が保全され、マダイ、ブリ、ワカメなどの水産生物が生息できる水質です。

## 舞鶴湾・全窒素全燐測定結果

全窒素・全燐とは、水中の窒素化合物・燐化合物に含まれる窒素、燐の総量のことです。その値が大きくなると、湾内に富栄養化をもたらし、水生生物に悪い影響を与えます。

湾奥部の方が全窒素・全燐ともに濃度が少し高い傾向にあります。平成19～28年度の10年間の環境基準達成状況をみると、未達成の年度の方が達成した年度よりもやや多くなっています。



### 全窒素・全燐 指定類型II<sup>(※)</sup>

#### 環境基準

全窒素の年間平均値が0.3mg/ℓ以下であり、かつ全燐の年間平均値が0.03mg/ℓ以下であること。

#### 年間の環境基準評価方法

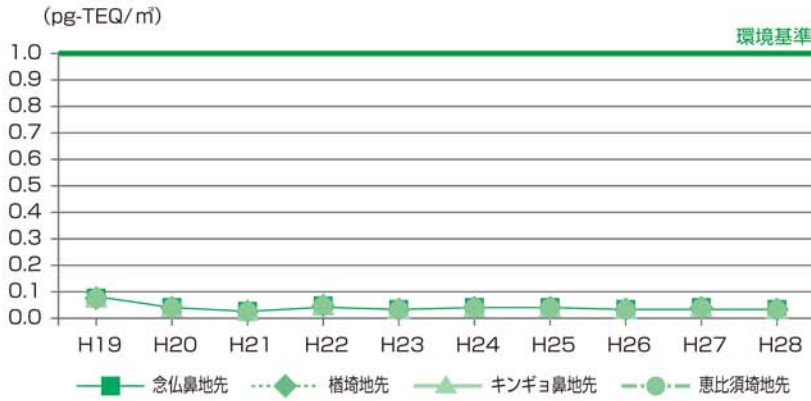
環境基準点において、年間を通じて測定した表層水質の年間平均値の水域内平均値が、全窒素・全燐ともに基準以下であること。

本市の場合、2カ所の環境基準地点の平均値とともに基準を満たした場合に達成したこととなります。

※ 指定類型II:窒素・燐に係る海域の類型はI～IVの4種類あり、IIの場合は多様な水産生物がバランスよく安定して漁獲される水質です。

## 舞鶴湾・ダイオキシン類の調査結果

ダイオキシン類は、平成12年度から測定しています。その結果を見ると、すべての基準点で毎年、環境基準を達成しています。



**ダイオキシン類**

**環境基準**

年間平均値が1.0pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること。

## 《河川の状況》

河川の環境基準は、由良川、伊佐津川、河辺川（ダイオキシン類は伊佐津川と河辺川のみ）に設定されており、京都府と国土交通省が水質を測定しています。そのほか、市では22カ所で河川の水質測定を行っています。



測定箇所

【国・府測定河川】①由良川(由良川橋)、②伊佐津川(相生橋)、③河辺川(第一河辺川橋)、④高野川(新橋)、⑤与保呂川(桜橋)

【市測定河川】①由良川(八雲橋)、②福井川(福井橋)、③女布川(出合橋)、④池内川(山崎橋)、⑤高野川(大橋)、⑥伊佐津川(新相生橋)、⑦大手川(田辺橋)、⑧大手川(裁判所前)、⑨静深川(新静深橋)、⑩吉原入江(港橋)、⑪天清川(天清橋)、⑫米田川(相生小橋)、⑬余部下水路(ジャパンマリンユナイテッド前)、⑭榎川(細谷橋)、⑮寺川(森三本木)、⑯寺川(初瀬橋)、⑰寺川(八島橋)、⑱与保呂川(養老橋)、⑲祖母谷川(浪速橋)、⑳堀川(乙姫橋)、㉑志楽川(竜宮橋)、㉒松島川(八島通角)、㉓朝来川(浜田橋)、㉔河辺川(第一河辺川橋下流)、㉕黒田川(赤野橋上流)、㉖大丹生川(花迫口橋)

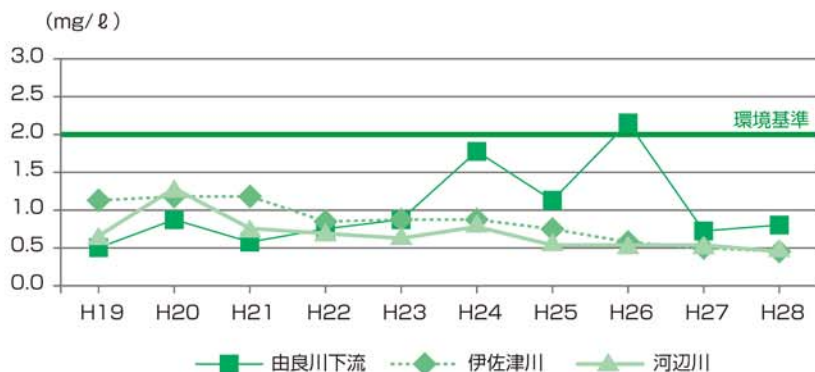
※各河川の詳細データは別冊資料集に掲載しています。

※⑧、⑮、⑯は平成25年度で、⑩は平成26年度をもって測定を終了しています。

# 4 良好な生活環境の確保

## 河川・BOD測定結果

平成19～28年度の10年間のうち、平成26年度の由良川を除いては、3河川ともに年間の環境基準を達成しています。なお、由良川（下流）の環境基準点は5カ所あり、そのすべてで基準を満たしている場合に達成したことになりますが、平成28年度は環境基準を達成しています。



### BOD指定類型A<sup>(※)</sup>

#### 環境基準

1日平均値が2.0mg/l以下であること。

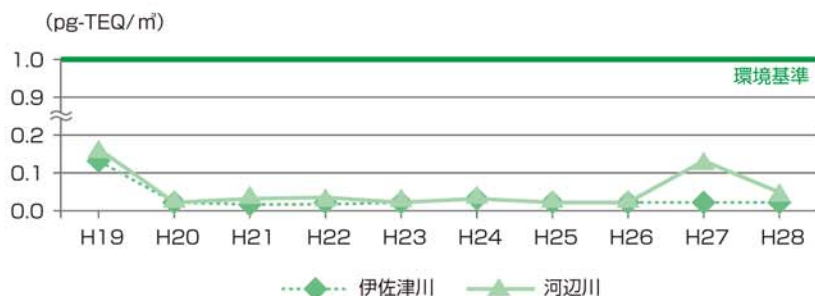
#### 年間の環境基準評価方法

環境基準点において、年間を通じて測定した1日平均値の全データのうち75%以上のデータが環境基準(2.0mg/l)以下であり、かつ、1水域において複数の環境基準点がある場合は、いずれもが基準に適合していること。

※ 指定類型…河川、湖沼、海域の環境基準は、水の利用目的に応じて定められており、その利水目的に適した水域を区分し類型を指定しています。また、河川の類型はA～Eの6種類あり、Aの場合は通常の水道水として利用でき、ヤマメ、イワナなどの海産物が生息できる水質です。

## 河川・ダイオキシン類の調査結果

ダイオキシン類は、平成12年度から測定しています。その結果をみると、いずれの基準点でも毎年、環境基準を達成しています。



### ダイオキシン類

#### 環境基準

年間平均値が1.0pg-TEQ/m³以下であること。

## ● 水質汚濁の抑制と改善

市と市内の主な工場との間で環境保全協定を締結し、その協定に基づいた監視・指導を行っています。

## ● 環境負荷が少ない農林水産業の促進

### 【エコファーマー】

エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、環境に優しい農業に取り組む計画をたて、その計画が知事の認定を受けた農業者（個人または法人）の愛称です。

平成28年度末までに舞鶴市内でエコファーマーの認定を受けた件数は52件です。認定を受けた農産物には、エコファーマーマーク（右イラスト）を付けることができます。





## ● 水洗化の普及促進

水洗化人口（公共下水道（特環＝特定環境保全公共下水道を含む）、農・漁業集落排水、合併浄化槽）は、71,518人（水洗化率89.3%）となっており、27年度（71,711人、水洗化率88.9%）と比べ、人口比で横ばい（水洗化率は0.4ポイント上昇）となっています。

し尿の収集量は、11,176.2<sup>kg</sup>（27年度12,143.5<sup>kg</sup>・前年度比約8.7%減）。公共下水道事業や公設浄化槽整備事業により水洗化が進んだことで減少しています。また、浄化槽汚泥の収集量は7,698.5<sup>kg</sup>（27年度8,061.9<sup>kg</sup>・前年度比約0.5%減）となっています。

### 水洗化人口の推移

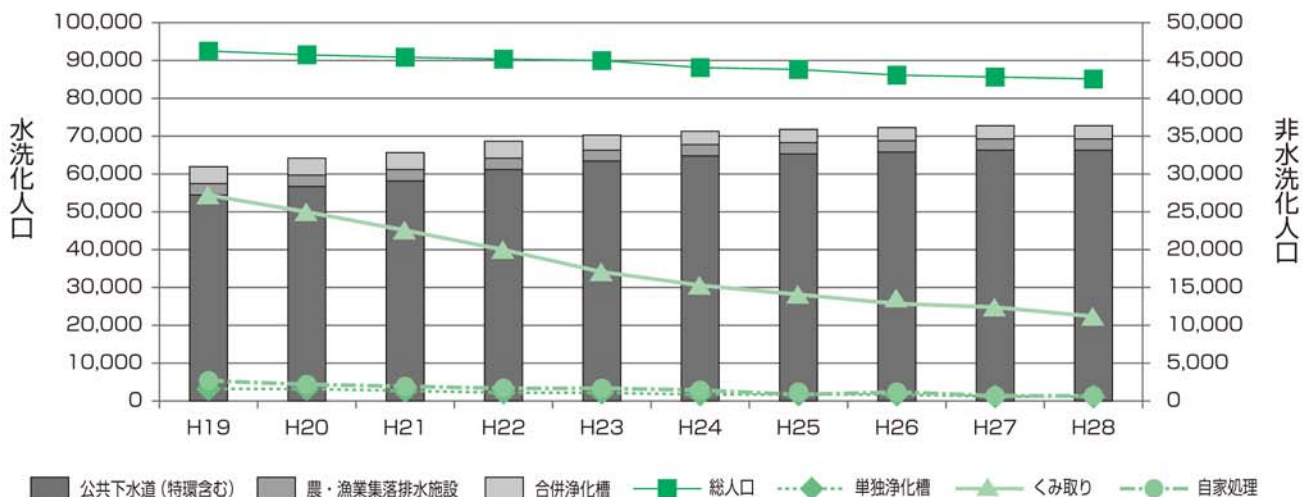
（単位：人）

項目	H24	H25	H26	H27	H28	
総人口	87,909	86,967	86,188	85,121	84,115	
公共下水道（特環含む）人口	64,858	65,296	65,825	66,007	66,348	
農・漁業集落排水施設人口	2,024	2,063	2,051	2,019	1,929	
浄化槽人口	合併浄化槽	4,123	3,905	3,845	3,685	3,241
	単独浄化槽	750	711	660	636	604
くみ取り人口	15,146	14,157	13,042	12,130	11,400	
自家処理人口	1,008	835	765	644	593	

※人口は各年度末人口(外国人含む)

資料 市生活環境課

### 水洗化人口推移



■ 公共下水道（特環含む） ■ 農・漁業集落排水施設 ■ 合併浄化槽 ■ 総人口 ◆ 単独浄化槽 ▲ くみ取り ● 自家処理

### し尿量等の推移

区分	単位	H24	H25	H26	H27	H28
し尿収集量	kg ( <sup>kg</sup> )	16,416.4	15,153.4	13,223.4	12,143.5	11,176.2
浄化槽汚泥収集量		9,163.1	8,136.5	8,011.4	8,061.9	7,698.5
し尿処理施設投入量		25,579.5	23,289.9	21,234.8	20,205.4	18,874.7
1日当たり処理量		70.1	63.8	58.2	55.2	51.7
し尿収集件数	件	54,597	50,053	44,547	41,205	39,705
浄化槽汚泥収集件数		1,925	1,801	1,741	1,703	1,563

※同年(平成27年度)は1年を366日として計算。

資料 市生活環境課

# 4 良好な生活環境の確保

## 生活環境の保全

H17 (基準年)	H26	H27	H28		H32 (目標)
<b>自動車騒音の環境基準が超過している地点数 (地点)</b>					
11	8	9	9	➡	5
達成度 (%)	62.5	55.6	55.6		100
<b>生活公害の苦情件数 (件/年度)</b>					
71	42	42	43	➡	30
達成度 (%)	71.4	71.4	69.8		100

### ● 騒音・振動公害対策の推進

騒音には、環境基準の他に、騒音規制法により要請限度<sup>(※)</sup>が定められており、国道、府道の自動車騒音及び一般地域の環境騒音を毎年測定し、環境基準の達成度を評価しています。また、振動にも要請限度が定められており、道路交通振動を毎年測定しています。

※要請限度…自動車騒音や道路交通振動の限度で、その限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市は公安委員会や道路管理者に必要な処置をとるよう要請や意見を述べることができます。



騒音測定の様子

### 騒音の状況 (等価騒音レベルの測定結果<sup>※1</sup>)

等価騒音レベルは、一定期間の平均的な騒音の程度を表します。平成28年度は20カ所のうち、昼間に6カ所、夜間に9カ所で環境基準を超過しています。なお、要請限度を超過した地点はありませんでした。

#### ①京都府測定分<sup>※1</sup>

単位：db (デシベル)

区分	道路名	測定地点	等価騒音レベル																				
			H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
道路に面する地域	27号	小倉60	71	69	71	69	74	71	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27号	上安1925	73	69	73	70	73	68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27号	京田30	70	66	-	-	71	67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27号	満尻150-11	72	70	71	69	72	69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27号	田中町19	-	-	-	-	-	68	63	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27号	北吸無番地	-	-	-	-	-	-	66	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	175号	下福井901	71	68	-	-	70	67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	175号	下福井735	-	-	-	-	-	-	69	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	主要地方道	舞鶴野原港高浜線	泉源寺175-2	-	-	68	61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		小倉西舞鶴線	倉谷1499	-	-	68	64	-	-	69	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小倉西舞鶴線		行永291	62	57	-	-	64	58	64	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

環境基準達成 環境基準超過 要請限度超過

資料 京都府

②舞鶴市測定分※1

単位：db（デシベル）

区分	道路名	測定地点	等価騒音レベル																				
			H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
道路に面する地域	27号	真倉416-1	66	65	-	-	61	59	-	-	60	58	-	-	62	60	-	-	62	58	-	-	
	27号	十倉60-1	-	-	-	-	-	-	-	-	71	68	72	69	70	69	71	68	68	68	67	67	
	27号	北田辺170-5	64	61	-	-	63	60	-	-	66	63	-	-	68	64	-	-	67	63	-	-	
	27号	上安642-5	76	72	76	73	73	69	74	67	73	68	75	70	75	70	74	70	73	68	73	69	
	27号	北吸1039-3	70	67	70	67	65	62	-	-	65	61	-	-	67	62	-	-	66	63	-	-	
	27号	浜2006-13	71	69	71	68	70	67	72	66	71	67	72	69	73	69	71	68	72	68	71	69	
	27号	田中町4-1	70	69	70	68	70	67	70	65	-	-	71	68	69	68	69	67	73	66	68	67	
	27号	小倉11	74	70	73	71	72	69	72	71	73	70	74	70	73	69	72	70	71	68	71	68	
	175号	上福井100-1	74	70	72	69	72	69	73	70	72	68	74	70	72	70	74	69	72	68	71	67	
	175号	寺内4-13	73	70	71	68	70	67	65	61	-	-	69	65	-	-	72	68	72	67	71	66	
	177号	魚屋243-2	62	55	-	-	61	56	-	-	59	53	-	-	61	53	-	-	55	59	-	-	
	主要地方道	東舞鶴・停車場線	浜764	-	-	68	61	-	-	66	57	-	-	67	59	-	-	67	58	-	-	66	59
		舞鶴和知線	北浜町9-2	-	-	63	57	-	-	64	58	-	-	64	57	-	-	63	57	-	-	61	54
		舞鶴和知線	行永451-4	-	-	62	58	-	-	62	55	-	-	62	54	-	-	61	53	-	-	63	59
		志高西舞鶴線	公文名104-3	62	54	-	-	63	54	-	-	60	50	-	-	61	57	-	-	61	59	-	-
		舞鶴綾部福知山線	七日市99-1	62	54	-	-	62	54	-	-	63	54	-	-	62	53	-	-	58	49	-	-
		小倉西舞鶴線	森284-3	69	65	-	-	70	65	-	-	71	65	70	65	-	-	69	64	-	-	63	58
		小倉西舞鶴線	福来199-3	66	63	-	-	63	58	-	-	63	59	-	-	67	53	-	-	67	63	-	-
		小倉西舞鶴線	清美が丘4-4	71	67	72	67	68	63	-	-	69	64	-	-	70	64	-	-	71	64	69	62
		小倉西舞鶴線	行永2845-4	-	-	64	59	-	-	65	59	-	-	68	63	-	-	69	62	-	-	70	66
舞鶴野原港高浜線		大波下421-2	71	63	70	61	-	-	70	61	-	-	69	61	-	-	69	59	-	-	69	58	
府道	物部西舞鶴線	上福井944-3	53	52	-	-	55	49	-	-	54	51	-	-	63	52	-	-	52	47	-	-	
	由良・金ヶ岬・上福井線	喜多194-2	56	47	-	-	57	53	-	-	57	56	-	-	56	46	-	-	56	49	-	-	
	余部下舞鶴港線	長浜103	-	-	63	53	-	-	62	52	-	-	62	52	-	-	61	51	-	-	61	50	
	老富・舞鶴線	常9-2	-	-	64	58	-	-	64	58	-	-	64	55	-	-	63	56	-	-	64	58	
一般地域	高浜・舞鶴線	安岡585	-	-	65	58	-	-	66	58	-	-	65	59	-	-	66	56	-	-	65	57	
	西舞鶴停車場線	引土7-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	58	52	-	-	58	58	-	-	57	51	
一般地域	-	愛宕中町7-4	54	46	54	49	53	52	54	45	-	-	-	-	54	45	-	-	59	54	58	46	
	-	常363	52	46	52	44	-	-	55	46	50	42	53	43	-	-	51	44	-	-	53	44	
	-	高野由里233	50	45	-	-	52	49	52	48	50	43	-	-	54	52	49	47	50	41	-	-	
	-	伊佐津603	-	-	49	52	47	46	50	48	47	39	-	-	48	40	-	-	46	38	-	-	

環境基準達成 環境基準超過 要請限度超過

資料 市生活環境課

道路に面する地域の基準※2

	昼間(6時~22時)	夜間(22時~6時)
環境基準(等価騒音レベル)	70db以下	65db以下
要請限度(等価騒音レベル)	75db以下	70db以下

一般地域の基準※3

	昼間(6時~22時)	夜間(22時~6時)
環境基準(等価騒音レベル)	55db以下	45db以下

騒音レベル	騒音の大きさの例	備考
80db	地下鉄の車内	うるさい ↑ ↓ 静か
70db	電話のベル	
60db	普通の会話	
50db	静かな事務所	
40db	図書館	

※1 -：測定未実施

京都府測定分：原則2年ごとの測定です。ただし測定結果が良くない地点は翌年度も測定しています。舞鶴市測定分：原則2年ごとの測定です。ただし測定結果が環境基準を超過した地点は翌年度も測定しています。

※2 道路に面する地域の測定箇所はすべて幹線道路近接空間であるために、環境基準と要請限度は地域の用途に関係なく同一の基準が適用されます。

※3 一般地域の環境基準は、住居地域の基準です。一般地域には、要請限度は適用されません。

騒音の状況(自動車騒音面的評価結果※1)

①京都府評価分(～H23)、舞鶴市評価分(H24～)

単位：%

区分	道路名	調査区間	環境基準達成率(※2)																				
			H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
道路に面する地域	27号	吉坂～小倉	85	55	94	69	58	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93	85	-	-	
	27号	北吸～余部下	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	
	27号	余部下～魚屋	61	59	68	66	59	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	65	
	27号	魚屋～京田	89	89	-	-	81	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27号	魚屋～円満寺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	
	27号	円満寺～京田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	87	
	27号	満尻～北吸	79	69	77	74	70	73	-	-	-	-	-	-	-	-	77	77	-	-	99	87	
	27号	小倉～満尻	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	81	78	-	-	-	-	-	-	-	-	
	27号	京田～真倉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	
	175号	下福井～魚屋	80	78	-	-	82	81	-	-	-	-	-	-	-	-	79	77	99	98	-	-	
	175号	八田～下福井	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	177号	北田辺～魚屋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	
	主要地方道	東舞鶴・停車場線	浜町～浜	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		舞鶴和知線	浜～行永	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99	-	-	-	-
		舞鶴和知線	行永～行永	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-
		舞鶴野原港高浜線	満尻～中田	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	99	98	-	-	-	-	-	-	-	-
		小倉西舞鶴線	小倉～行永	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		小倉西舞鶴線	上安～円満寺	-	-	100	100	-	-	99	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99
		小倉西舞鶴線	行永～森	100	100	-	-	98	98	100	100	-	-	99	98	-	-	-	-	-	-	-	-
		小倉西舞鶴線	森～上安	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	94	-	-	-	-	-	-
由良・金ヶ岬・上福井線		白杉～下福井	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	
老富・舞鶴線		与保呂～行永	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	-	-	-	-	
一般地域	府道高浜・舞鶴線	登尾～鹿原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	99	
	老富・舞鶴線	与保呂～行永	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	85	

環境基準達成率： 100%達成 70～99%達成 40～69%達成 40%未満

資料 京都府(～H23)・舞鶴市(H24～)

※1 面的評価とは、道路を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、評価区間内を代表する1地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数及び割合を把握するものです。

※2 調査区間内の道路に面する地域(道路沿道両側50メートル)に立地する住居等のうち、環境基準を達成している戸数の割合。平成23年度までは舞鶴市測定分では、面的評価をしていません。

# 4 良好な生活環境の確保

## 振動の状況（振動の測定結果）※1

### ①舞鶴市測定分

単位：db（デシベル）（L10※2）

用途地域の区分	測定地点 ※3	昼間（8時～19時）											夜間（19時～8時）										
		要請 限度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	要請 限度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
商業	寺内4-13	70	46	49	53	43	50	50	45	45	44	47	65	42	50	48	40	41	48	45	37	39	41
商業	北田辺170-6	70	47	35	45	43	50	48	44	46	46	43	65	40	38	47	39	42	38	34	39	36	33
準住居	南田辺84	70	38	35	43	39	40	41	44	38	37	37	65	39	41	44	39	39	37	38	36	38	33
商業	上安612	65	49	51	49	48	51	53	45	51	44	47	60	44	49	50	35	54	51	49	40	34	45
近隣商業	余部上292	70	47	47	50	41	49	47	45	44	50	49	65	42	43	47	34	46	51	41	43	45	45
商業	北吸729	70	44	49	48	42	43	47	40	41	45	48	65	44	45	46	37	40	42	40	41	39	43
商業	満辰81-5	70	45	46	48	41	45	52	47	42	46	43	65	44	46	49	37	48	49	44	48	41	40
商業	市場28	70	48	50	48	45	52	49	47	45	44	53	65	44	50	51	41	52	52	46	46	44	47

■ 要請限度超過

資料 市生活環境課

- ※1 測定結果は各地点で10分程度、簡易的に測定したもので、測定結果は参考値です。
- ※2 L10:測定値を小さなものから順に並べ、上位と下位それぞれの10%のデータを切り捨てた残りの最大値のことで、振動の評価に使われます。
- ※3 測定地点は道路端です。

振動レベル	振動のめやす	備考
80db	家屋がゆれ、戸、障子がガタガタと音をたてる	大きい ↑ ↓ 小さい
70db	大勢の人に感じる程度のもので、戸、障子がわずかに動く	
60db	静止している人にだけ感じる	
50db	人体に感じない程度	

### ● 野焼きの防止

野焼きは農作業に伴う焼却など、一部例外を除き法律で禁止されています。野焼きの苦情に対しては、その行為者に指導を行っているほか、市ホームページや市発行の冊子で、野焼きをしないよう啓発を行っています。

### ● 環境保全の監視・指導の強化

市と市内の主な工場との間で環境保全協定を締結し、その協定に基づいた監視・指導を行っています。

### ● 建設工事における環境配慮に向けた取り組みの推進

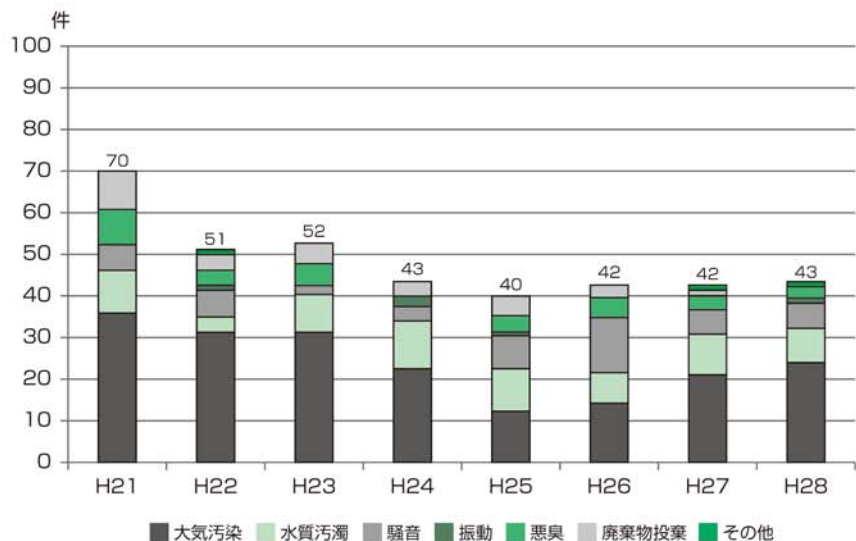
騒音・振動規制法で、特に著しい騒音・振動を発生させる作業を特定建設作業と定め、それに該当する工事の作業時間等の規制遵守を呼び掛けています。

## 公害苦情件数の内訳

公害に関する苦情は、地域住民の日常生活に直接関連した問題がほとんどです。

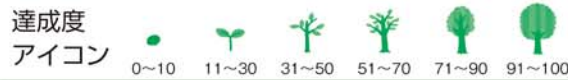
平成28年度に受けた苦情の件数は43件で、27年度と比べ1件増加しました。

大気に関するものが25件と最も多く、その内22件が野焼きに関するものでした。



資料 市生活環境課

# 5 協働社会の推進



## 環境保全活動の連携

H17 (基準年)	H26	H27	H28	H32 (目標)
まいづるクリーンキャンペーン参加者数				
市民の 15人に1人	市民の 9.8人に1人	市民の 10人に1人	市民の 9.5人に1人	市民の 8人に1人
達成度 (%)	81.6	80.0	84.2	100

### ● 連携の仕組みづくり

#### 【まいづるクリーンキャンペーン実行委員会】

「わたしたちのまちを、わたしたちの手できれいにしよう」を合言葉に、まいづるクリーンキャンペーン実行委員会の主催により、毎年7月に全市一斉の清掃活動「まいづるクリーンキャンペーン」が実施されています。平成28年度は142組7,873人の参加申し込みがあり、一斉清掃日当日には約24トンの散乱ごみが回収されました。



クリーンキャンペーン全市一斉清掃

市は、この活動を支援するため、ゴミ袋の支給や清掃後のごみ回収などを行っています。

同会では全市一斉清掃のほか、ビーチコーミングなどの環境美化啓発活動にも取り組んでいます。

#### 【舞鶴の川と海を美しくする会】



美化強調月間の清掃活動

舞鶴の川と海を美しくするため、毎年6月と10月を美化強調月間と定め、関係機関と協力して全市的規模で河川や海岸などの清掃活動が実施されています。平成28年度は、のべ約14,700人の参加がありました。

市は、この活動を支援するため、ゴミ袋等の支給や清掃後のごみ回収などを行っています。同会では、清掃活動のほか、環境美化絵画の募集やエコウォッチングなどの環境啓発活動にも取り組んでいます。

#### 【まいづる環境市民会議】

市民、事業者、市民団体等の参加・協働により、「第2期舞鶴市環境基本計画」の具体的な取り組みを中心となって推進するため、平成24年4月30日に設立され活動しています。平成28年度末現在で、35団体・62個人が参加しており、環境基本計画の進捗管理を行うとともに、「地球温暖化防止」、「循環型社会」、及び「生物多様性」の3つのプロジェクトチームにより、環境保全活動に取り組んでいます。



まいづる環境フェスタ

平成28年度は、環境について楽しみながら理解を深めることができるイベント「まいづる環境フェスタ」を舞鶴赤れんがパークにて初開催し、多くの方々に環境啓発を行いました。

## 5 協働社会の推進

### 【各プロジェクトチームの活動内容】

#### ①地球温暖化防止プロジェクトチーム



【みどりのカーテン】ゴーヤの苗の配布会

ゴーヤの苗の配布会  
カーテンの育成及び地球温暖化に関する環境学習を実施。

▽市内の小学校や高等学校で、地球温暖化をテーマとした環境学習を実施。

家庭における省エネや再生可能エネルギーの普及啓発、事業所における環境マネジメントシステムの普及活動など、地球温暖化防止に向けて取り組んでいます。

▽環境フェスタ等のイベントやショッピングセンターらぼーるで家庭の省エネ相談を実施（合計88人が来場）。

▽みどりのカーテンの普及のため、市内の保育所や福祉施設など合計30施設にゴーヤの苗の配布を行ったほか、市民227人にゴーヤの苗の配布及び地球温暖化の講座を実施。また、市内小学校3校で、みどりのカー

#### ②循環型社会プロジェクトチーム

3Rや環境美化活動の企画・運営や啓発イベントの実施により、循環型社会の実現に取り組んでいます。

▽ごみを減らす生活を考えるための子ども向けワークショップ「買い物ゲーム」を通じて、ごみ減量の啓発を実施（市内小学校1校36人）

▽ペットボトルのキャップを市内小学校11校や市役所に設置したボックスで回収し、そのキャップ売却金を世界の子どもたちを守るためのワクチン購入費として寄付する活動を実施（1,520\*。資源化、ポリオワクチン945人分寄付）

▽不要になったおもちゃを持ち寄り交換するおもちゃ交換会「かえっこバザール」を5月（200人が参加）と10月（520人が参加）に開催し、リユースの啓発を実施

▽環境フェスタにおいて、まいづるクリーンキャンペーン実行委員会と共催し、ごみ減量や海ごみ問題などを啓発（900名が参加）。



おもちゃ交換会「かえっこバザール」

#### ③生物多様性プロジェクトチーム









自然観察会

舞鶴の宝物である豊かな自然や動植物など、生態系や自然環境の保全に向けて取り組んでいます。

▽舞鶴に生息する動植物や特色ある景観を紹介した自然観察ガイドブック「舞鶴フィールドミュージアム」を活用し、夕潮台公園（春51人、秋47人が参加）や多祢山（43人が参加）などで自然観察会を開催。また、関連団体が実施する自然観察会においても同冊子を活用し、ガイドを実施。

▽市内の小学校や公民館において、生物や自然をテーマとした環境学習を実施。

## 環境学習・環境教育の推進

H17 (基準年)	H26	H27	H28		H32 (目標)
環境をテーマとした講座等の実施回数 (回/年度)					
68	81	94	116	➡	100
達成度 (%)	81 	94 	116 		100
まちの先生の登録者数 (団体・人)					
2	7	7	7	➡	20
達成度 (%)	35 	35 	35 		100

### ● 環境学習の充実、出前型講座の拡充

環境に対する意識の向上を目的に、出前型講座など積極的に学習機会の提供に努めています。

平成28年度は、まいづる環境市民会議と連携・協力して、みどりのカーテンを活用した授業など地球温暖化防止に関する講座、ごみ減量など3Rに関する講座、及び自然や生き物に関する講座を実施したほか、清掃事務所やリサイクルプラザなどごみ処理施設の見学・説明を行いました。



みどりのカーテンを活用した環境学習(由良川小学校)

### ● 自然体験学習の充実

市民団体等が主催する学習会や自然観察会等の取り組みを支援しています。

平成28年度は、まいづる環境市民会議が主催する自然観察会や、舞鶴の川と海を美しくする会が主催するエコウォッチングの支援を行いました。



自然観察会(夕潮台公園)



エコウォッチング(池内川)

# 5 協働社会の推進

## ● まちの先生（生涯学習ボランティアバンク）の利用促進

目標（指標）である「まちの先生（環境・自然観察分野）」の登録者数は、平成28年度には7団体・人となっています。

利用促進のため、広報まいつるへの掲載やホームページでの紹介、各公民館や図書館、学校や福祉施設等に案内チラシの配布などを行い周知に努めています。

### 【環境・自然観察等の分野の「まちの先生」登録者】

登録者氏名 団体等	指導内容等	連絡先	経費	活動可能 日時	活動地域	指導可能 人数・年代
志楽地域学校農園 クラブ（山本 秀之）	学校農園での栽培実習 学級の栽培指導・支援	TEL 64-6259	無料	要相談	志楽地区	60人前後 小学生
舞鶴・加佐自然同好会 （佐藤 淳）	自然観察ガイド・講義、 国定公園内登山ガイド	TEL・FAX 83-1555	実費（資料代・ 交通費）	土・日・祝 （平日要相談）	府北部	5～30人 中学生以上
佐藤 淳	自然観察ガイド・講義、 手作りの遊具	TEL・FAX 83-1555	材料費等 （実費相当額）	土・日・祝 （平日要相談）	府北部	5～20人 小学生以上
坂根 康弘	地形や地質、岩石等の 解説や現地案内	TEL 75-3119	無料	いつでも	舞鶴市 近辺	5～20人 小学生以上
まいつる探検隊 （嵯峨根 八郎）	市内・隣接市町を 自然探索	TEL 080- 1402-5038	交通費 （要確認）	要確認 （年7回程度）	市内・ 隣接市町	何人でも 何歳でも
まいつるシェアリング ネイチャーの会 （奥本 與彰）	ネイチャーゲーム	TEL・FAX 68-0032	無料	いつでも	市内	5～50人 何歳でも

※平成30年3月現在

### 【利用方法】

- ①「まちの先生」の中から、学びたい分野の先生（登録者）を探します。
- ② 先生（登録者）へ直接連絡をとり、日時や会場など詳細を打ち合わせます。

## 環境情報の提供

### ● 環境情報の充実

環境白書を毎年発行しているほか、まいつる環境市民会議と舞鶴市により作成した「舞鶴フィールドミュージアム」の販売やウェブ版を市ホームページに掲載するなど、様々な冊子やチラシの発行、ホームページなどを通じて、環境情報のわかりやすい発信に努めています。



環境白書



舞鶴フィールドミュージアム





未来のために、いま選ぼう。

## クール チョイス COOL CHOICEで地球温暖化防止

### COOL CHOICE共同宣言を実施

「COOL CHOICE」(クールチョイス)は、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資する、また快適な生活にもつながる「賢い選択」を促す地球温暖化対策のための国民運動です。

舞鶴市は、「COOL CHOICE」に賛同登録し、平成29年6月29日に、まいづる環境市民会議と共同でCOOL CHOICEによる地球温暖化対策を推進する旨の「COOL CHOICE共同宣言」を行い、持続可能で豊かな地域づくりに向けて取り組みを進めています。

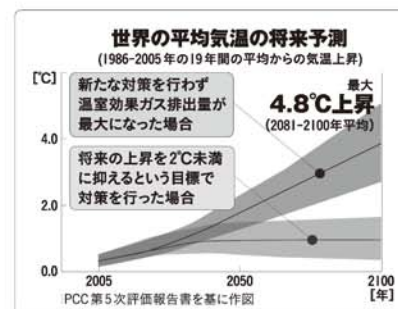


COOL CHOICE 共同宣言

### 深刻化する地球温暖化

地球温暖化により、世界の平均気温は産業革命以降に1度近く上昇しており、その影響による被害が既に世界各地で出ています。さらに、2100年までに最大4.8度上昇するといわれており、将来のリスクとして、高潮や沿岸部の洪水の増加、豪雨など極端な気象現象の増加、熱中症等による死亡や健康被害、農業や水産業への影響、気温上昇や干ばつによる食糧不足、水不足、生態系への影響やそれに伴うサービスの損失など、私たちの社会への様々な影響が予測されています。

これらの影響を緩和するためには、地球温暖化対策をより一層進めていく必要があります。



世界の平均気温の将来予測

出典) 京都府地球温暖化防止活動推進センターより

### 未来のために、いまCOOL CHOICEを

地球温暖化などの地球環境問題は、私たちの普段の生活や活動が、目に見える場所だけでなく、遠い外国や未来の子どもたちへの被害につながる問題であり、『地球規模で考え、地域で行動する(Think globally Act locally)』ことが重要だといわれています。

舞鶴市では、まいづる環境市民会議と連携して、COOL CHOICEについて多くの方に知っていただき、関心を持っていただき、行動に結びつけていただくため、以下の様な啓発活動など様々な取り組みを行っています。クールチョイスホームページ(裏表紙参照)もご覧いただき、地球温暖化防止のため、身近な生活の中でCOOL CHOICEに取り組みましょう。



まいづる環境フェスタ



COOL CHOICE ラッピングバス



FMまいづるでCOOL CHOICE 情報発信



LEDが照らし出すのに、  
電球に負けない未来で。



電車で旅行、  
景色を楽しむ時間は、  
地球に優しい時間でもあります。



自転車が多い街は、  
自然に優しい街とも言える。



エコドライブ、  
ふんわりアクセルを踏めば、  
温暖化にブレーキがかかる。



冷房なしでも快適な服。  
それを選ぶのも、オシャレな人だ。

## 地球温暖化対策のための国民運動 「COOL CHOICE (=賢い選択)」

2015年、すべての国が参加する形で、2020年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択されました。世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を2度未満にする(さらに、1.5度に抑える努力をする)こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。日本は、2030年に向けて、温室効果ガス排出量を26%削減(※2013年度比)する目標を掲げています。「COOL CHOICE」は、この目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資する、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

身近な生活のなかで、未来のために、いま選択できるアクションを選ぶ。あなたも、ぜひ「COOL CHOICE」に参加してください。



昼休みには、  
電気があって一緒に休憩。



ガスというエネルギー源は、  
エコな未来の鍵を握っている。



電気を消した2時間は、  
いつもと違う話ができる2時間だ。



上手なラッピングとは、  
必要に応じた包装を選ぶこと。



未来のために、いま選ぼう。

ぜひ「COOL CHOICE」にご賛同をお願いします。  
詳しくは「COOL CHOICE」公式HPへ!!



屋上緑化は、  
ビルに自然をまかせること。



地域の環境ボランティアに参加する。  
その影響は、地球規模です。



図書館は、  
冷房だって貸してくれる。



共同配送、荷物もCO<sub>2</sub>も  
ギュッとまとめる。



上手に使えば、  
カーテンは冷房にも暖房にもなる。



残さず食べる。  
食べ物を大切にする気持ちは、  
CO<sub>2</sub>だって減らしている。



あなたが残業すると、  
電気まで残業になる。

# 舞鶴の環境

平成29年度版環境白書  
～舞鶴市環境基本計画年次報告書～  
平成30年3月発行

舞鶴市 市民文化環境部 環境対策室 生活環境課

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地  
TEL(0773)66-1064 FAX(0773)62-9891  
E-mail kankyuu@city.maizuru.lg.jp

本冊子のほか、詳細データを掲載した別冊資料集を作成。いずれも生活環境課、情報公開コーナー、西支所、東・西図書館、各公民館で閲覧できるほか、市ホームページでもご覧いただけます。

